

権利擁護と虐待防止規程

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人伸康会（以下、「法人」と言う）が、法人の理念に基づき、健全な事業運営を行うにあたり、高齢者及び障害児者（以下、「利用者」と言う）の人権を尊重し、その権利を擁護するとともに、利用者の安心で安全な日常生活を確保することを目的として必要な事項を定める。

（基本方針）

第2条 法人は、全ての役員・職員・準職員（以下、「職員等」と言う）が、常に利用者の人権を守り、人間の尊厳を尊重し、利用者の自立と生活の質の向上と自己実現のため適切な支援を行えるように、その環境を整備し体制を整えるものとする。

2 職員等は、日頃の業務において、利用者の安全・安心を最優先に考え、事故の防止、衛生管理、健康管理、権利侵害・虐待にあたる行為がないかなど、細心の注意を払い、かつ朝礼・職員会議等で連絡、確認、報告、検討する。

3 法人は、研修・勉強会等をおして、職員等の人権意識を高める一方、知識を深め、援助技術の向上をなせるように取り計らう。

4 利用者ひとりひとりの状況に応じた個別支援計画を作成し、職員間での共通認識をもつて、適切な支援を行う。

5 相談・苦情解決委員会を設け、利用者・保護者等からの意見や苦情を、検討し解決するものとする。

（権利擁護について）

第3条 全ての職員は、利用者の人権を守り、人間の尊厳を尊重するため、法令、諸規定及び職員倫理と行動規範を順守し、体罰、虐待、財産侵害等をはじめとする人権侵害行為を決して行わないものとする。

（虐待防止について）

第4条 法人の職員等は、高齢者・障害者虐待防止法に基づき、利用者に対しての不適切な言動や以下の行為を絶対に行ってはならない。

虐待の種類	具体例
①身体的虐待	・暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与えること ・身体を縛りつけたり、過剰に投薬したり身体の動きを抑制すること
②性的虐待	・性的な行為を強要すること ・わいせつな言葉を発すること
③心理的虐待	・脅し、侮蔑などの言葉を浴びせること ・仲間はずれや無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
④ネグレクト （放棄・放置）	・食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話をしないこと ・必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないこと
⑤経済的虐待	・本人の同意なしに（だますなど）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用すること ・本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

（緊急やむを得ない行動制限・抑制について）

第5条 法人では、利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するために、利用者の状態、行動等が、下記のA、B、Cをすべて満たしており緊急やむを得ず、以下の方法で最小限度の行動制限・抑制を行う場合を除き、いかなる身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

- A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 行動制限・抑制を行う以外に代替する介護・支援方法がない
- C 行動制限・抑制が一時的である

①自傷・他害行為がある場合、未然に防ぐ又は制止するために、腕・足等身体を抑える行為及び教材・遊具等の使用を制限する行為

②利用者がパニック状態にある場合、症状が治まり通常の活動ができる状況になるまで別室等で待機してもらうこと、又、その理由を伝えた上で本人の意思にかかわらず別室へ移

動してもらう行為

③不意な飛び出し等を未然に防ぐために、室内においての施錠、野外においての手をつなぐ、

腕等身体を抑える行為

④車中、車椅子、介助椅子等の利用におけるシートベルト等の使用

⑤利用者の自立に向けて指導の一環として、言葉による行動の制限・制止・促し等を行う行為

2 緊急やむを得ない行動制限・抑制を行う場合は、個別支援計画に明記するとともに、実践した場合は、利用者の態様、時間及び心身の状況等を記録する。

（権利擁護のための監視体制）

第6条 前条のやむを得ない行動制限・抑制を行うについては、その必要性を個別処遇支援会議（ケース会議）において検討するものとする。

2 法令順守管理者は、職員に対して、利用者又はその家族に対して、緊急やむを得ない行動制限・抑制についての詳細な説明を行うことを指示し、確認する。また、利用者又はその家族の同意が得られたかについても確認する。

3 緊急やむを得ない行動制限・抑制については、介助することを目標に経過観察・再検討を行うものとする。

（変更）

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が決定する。

附則

この規程は、令和2年2月1日より施行する。